

学生団体による施設使用の取扱い基準

平成30年10月1日制定

平成31年 4月1日改正

放送大学愛媛学習センター（以下「センター」という。）が所有する施設の、学生団体（愛媛学習センターに所属する学生団体および同窓会）による使用については、以下の基準により取り扱う。

1. 対象施設

次に掲げる施設を学生団体による使用の対象とする。

講義室1，講義室2，講義室3，講義室4，多目的室，教材準備室，
会議室

2. 申請方法

指定の様式により，使用施設，使用目的，使用日時，使用責任者，使用人数を明記の上

- (1) 使用希望日の3か月前から3日前までの間に申請すること
- (2) 使用目的は申請学生団体の活動に限定し，具体的に記述すること

3. 審査の基準

学生団体から申請のあった施設使用は，次に掲げる条件を全て満たす場合に許可する。

(1) センターの運営に支障のないこと

試験，面接授業，公開講演会等のセンター行事に使用する期間（準備期間を含む。）は，当該行事に使用する施設（参加者のための控室を含む。）は学生団体による使用を認めない。なお，参加者のための控室のうち，面接授業によるものは，1室とする。

(2) 申請内容が学生団体の活動として妥当であること

(3) 当該学期に4で示す注意事項に違反が無いこと

(4) 同一日時，同一施設の使用申請が他の学生団体から行われていないこと
（先着順）

(5) 使用許可後でもセンターの都合でこれを取消すことがある事を予め承
すること

4. 注意事項

(1) 使用時間を厳守すること

(2) 使用後は使用前の状態に戻すこと（必要に応じて「雑巾がけ」等の清掃を行うこと）

(3) 火災，備品の毀損に留意すること（損害賠償の対象となることがある）

附 則

本基準は，平成30年10月1日から適用する。

附 則

本基準は，平成31年4月1日から適用する。